

R8 猿委 3 第 1 号 猿田発電所 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託

(処分) 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、猿田発電所 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託の処分業務（以下「処分業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本仕様書は、新潟県企業管理者が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度 PCB」という）を含有している塗装ケレンくず等の処理のうち処分業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

(業務委託期間)

第 3 条 業務委託期間は、契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。委託期間中に処分業務に係る全ての手続が完了すること。

(業務の履行義務)

第 4 条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に処分業務を履行しなければならない。

(廃棄物及び予定数量)

第 5 条 処分業務の対象となる低濃度 PCB 廃棄物の性状及び予定数量は次のとおり。

合計 0.6t (想定)

過年度発注工事内発生廃棄物

奥三面発電所保管	内面塗装分ケレンくず : 0.325 t (ドラム缶密閉 13 個)
	ケレンくず付着物 : 0.004 t (ペール缶密封 1 個)

R8 年度発注工事内発生廃棄物(9 月予定)

猿田発電所 2 号水圧鉄管	内面塗装分ケレンくず : 0.250 t (ドラム缶密閉 10 個想定)
	ケレンくず付着物 : 0.020 t (ペール缶密封 5 個想定)

(業務の内容)

第 6 条 処分においては、引き渡された低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行い、また再生資源化又は最終処分することとし、容器類についても、受注者の責任において低濃度 PCB 廃棄物に準じて適切に取り扱うものとする。

(業務管理)

第 7 条 受注者は、処分業務を開始する前に、契約期間中の処分業務計画を発注者に提出すること。提出した計画に対して発注者から変更の要請がある場合は協力すること。

(業務提携の構成員の業務管理)

第 7 条の 2 収集運搬業務と業務提携により受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う者の搬出工程管理を行う。また処分業務を行う者が代表者となり発注者と調整を行うこと。

(関係法令の遵守)

第8条 受注者は、処分業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第9条 受注者は、処分業務の履行にあたり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 受注者の処分施設が特別管理産業廃棄物を受け入れるにあたり、自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検及び測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(故障事故報告)

第10条 受注者は、処分業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第11条 受注者は、発注者から受託した第6条に規定する業務を他人に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第12条 受注者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第13条 受注者は、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェストD票・E票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第14条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。